

宮城県初期救急医療体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、各地域における救急医療体制の維持・充実のための取組に要する経費について、県内の各郡市医師会に対して、予算の範囲内で宮城県初期救急医療体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2 この補助金は、表1に定める事業を交付の対象とする。

表1

1 事業の名称	2 内容	3 補助対象者
救急医療体制の充実促進業務	郡市医師会が、初期救急に係る技能の維持向上を目的とした会員向けの研修、地域住民向け心肺蘇生法講座の実施、又は初期救急医療に関する会議の開催等、救急医療体制の確保に係る活動を行う。	各郡市医師会

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算定された交付算定基礎額に表2に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 表2に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

表2

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
500円×郡市医師会会員数（当該年度4月1日現在）に50,000円を足した額。	表1に定める内容のうち次の経費 謝金、旅費、消耗品費、通信費、印刷費、人件費、需用費（食糧費を除く）、委託料、使用料及び貸借料等	10/10

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号ア）
- (2) 所要額調書（別記様式第1号イ）
- (3) 収支予算書（見込）抄本
- (4) その他参考となる書類（詳細や算出根拠が確認できる書類等）

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第4号により速やかに知事に報告すること。この報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業を行う者が（1）から（4）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第5号によるものとする。

2 前項に規定する補助事業実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第5（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月20日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第5号ア）
- (2) 精算明細書（別記様式第5号イ）
- (3) 収支決算書（見込）抄本
- (4) その他参考となる書類（実施や事業実施に伴う支出が確認できる書類等）

（交付の方法）

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業等の遂行上必要があると知事が認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により補助金を概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(補助金の返還)

第8 規則第17条第2項の規定により、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(提出部数等)

第9 この要綱により知事に提出する書類はA4判で作成することとし、その提出部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月10日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。